

栃食協第19号
令和4年7月19日

一般社団法人栃木県食品産業協会
会員各位

一般社団法人栃木県食品産業協会
会長 増渕 正二
(公印省略)

第44回食品産業優良企業等表彰事業の募集について

このことについて、別紙「第44回食品産業優良企業等表彰事業のご案内」及び「食品産業優良企業等表彰事業実施要領」等のとおり、一般財団法人食品産業センターから、「第44回食品産業優良企業等表彰事業」の申請・推薦依頼がありました。

つきましては、各位御検討いただき、申請を希望される場合には、8月12日(金)までに、電話等にて御一報賜りますようお願ひいたします。

なお、一般財団法人食品産業センターのホームページには、申請用紙や過去の受賞者一覧等が掲載されていますので参考としてください。

一般社団法人栃木県食品産業協会
(担当:高岩) TEL: 028-648-4609
FAX: 028-647-0366

第4回食品産業優良企業等表彰事業のご案内

一般財団法人 食品産業センター

食品産業の経営の改善、技術の革新等に対する意欲の高揚を図るため、本年度も食品製造業、食品流通業等を対象として、農林水産省の後援のもとに（公財）食品等流通合理化促進機構との共催により食品産業優良企業等表彰事業を実施いたします。多くの皆様のご参加、ご推薦をお願い申し上げます。

(一財)食品産業センターを提出先とする対象部門は下記により取り扱いますので、「食品産業部門、CSR部門、環境部門」につきましては表彰を受けようとする者が、「団体部門」の申請につきましては推薦者が、各都道府県の食品産業協議会（同封しおり末尾掲載の「お問い合わせ先」参照）又は全国団体を経由（食品産業協議会及び所属する全国団体がない場合は都道府県経由）のうえ、当センターへ提出してください。

また、「マイスター部門」の申請につきましては、推薦者が各都道府県の食品産業協議会を経由（食品産業協議会がない場合は直接）して、当センターへ提出してください。

なお、受賞申請用紙等提出書類は、当センターホームページ(<https://www.shokusan.or.jp>)からダウンロードしてお使いください。

ご不明な点につきましては、下記5. の「事務局及びお問い合わせ先」宛てご連絡いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 表彰の対象者について

本表彰事業の申請につきましては、次の各部門の中から対象部門をお選びください。

(1) 食品産業部門

次のいずれかのタイプよりお選びください。

<農商工連携推進タイプ>

農商工連携の推進など、健全な地場産業として、地域の農林水産物の生産者との連携による原料調達、雇用促進等の面で地域の発展に功績のあった者

<経営革新タイプ>

次の①、②、③のいずれかよりお選びください。

- ① 経営の近代化及び合理化、生産性の向上等の面で食品産業の発展に功績のあった者
- ② 食品の製造・加工に関する新技術の開発若しくは実用化又は新製品の開発を行った者
- ③ 栄養・健康に配慮した食品（食塩を低減させた食品、カロリー制限食、嗜むこと・飲み込むことに配慮した食品等）の製造・普及の面で食品産業の発展に功績のあった者

(2) CSR部門

食品の安全性の向上や消費者への食品情報提供の充実等による信頼性の向上、消費者対応体制の整備、コンプライアンス体制の整備、消費者啓発活動の実施等に功績のあった者

(3) 環境部門

次のいずれかのタイプよりお選びください。

<食品リサイクル推進タイプ>

食品循環資源の再生利用等資源の有効な利活用に功績のあった者

<容器包装リサイクル推進タイプ>

食品の容器包装の排出抑制、再使用及び再生使用等に功績のあった者

<省エネ等環境対策推進タイプ>

省エネルギー・省力化技術の推進又は環境の保全に功績のあった者

(4) 団体部門

次のア、イのいずれかよりお選びください。

中小企業等協同組合等の団体のうち、

ア. その運営が特に優秀なもの

イ. その団体の役員（役員であった者を含む。）であって、し界の発展に功績のあったもの

(5) マイスター部門

食品製造業において食品の製造・加工等の技術部門に従事し、食品の製造加工等における伝統的
又は革新的な高度の技術・技能を有する者

2. 受賞の申請又は推薦に必要な書類について

(1) 食品産業部門（農商工連携推進タイプ、経営革新タイプ）、CSR部門及び環境部門（食品リサイクル推進タイプ、容器包装リサイクル推進タイプ、省エネ等環境対策推進タイプ）については、

① 企業が申請される場合

- i) 受賞申請書（別記様式1－1～1－8号）
- ii) 受賞推薦書（別記様式2－1号）
- iii) 食品産業優良企業等表彰に係る調査票（別記様式3号）

② 個人が申請される場合

- i) 受賞申請書【個人申請用】（別記様式1－10号）
- ii) 受賞推薦書（別記様式2－1号）

(2) 団体部門については、

① 団体が申請される場合

- i) 受賞申請書（別記様式1－9号）
- ii) 上部団体の受賞推薦書（別記様式2－1号）

② 個人が申請される場合

- i) 受賞申請書【個人申請用】（別記様式1－10号）
- ii) 所属団体の受賞推薦書（別記様式2－1号）

(3) マイスター部門については、

- i) 受賞推薦書（別記様式2－2号）
- ii) 副申書（別記様式4号の記載様式参照）

※上記受賞申請書・受賞推薦書様式については、当センターホームページにアクセスし、様式
ファイルをダウンロードしてご利用ください。

<https://www.shokusan.or.jp> → 「優良企業表彰」アイコンをクリック

3. 提出期限 令和4年9月30日（金）まで

4. 表彰式（予定） 令和5年3月上旬

5. 事務局及び
お問い合わせ先 一般財団法人食品産業センター 企画・涉外部
〒102-0084 東京都千代田区二番町5-5 番町フィフスビル5階
電話 03-6261-2325 FAX 03-6261-7967

6. その他

- ・提出された申請書類等の返却はいたしません。
- ・提出された申請書類等は選定の目的以外に使用しません。
- ・提出された申請書類等に虚偽の記載があった場合には、表彰の対象とならない場合がありますので、十分注意してください。
- ・受賞者については、申請関係書類に記載された内容の範囲内において、「受賞者の功績概要集」及び当センターホームページで公表いたします。
- ・表彰式典の開催月、会場、ともに変更する場合があります。

食品産業優良企業等表彰事業実施要領

H 16. 8. 30 制定
H 21. 7. 1 一部改正
H 22. 8. 17 一部改正
H 23. 7. 27 一部改正
H 23. 9. 1 一部改正
H 25. 5. 2 一部改正
H 27. 8. 14 一部改正
H 30. 5. 21 一部改正
R 3. 7. 1 一部改正
R 4. 6. 9 一部改正

一般財団法人食品産業センター
公益財団法人食品等流通合理化促進機構

I. 目的

国民経済及び国民食生活上不可欠な役割を果たしている食品産業に関し、食生活ニーズに対する的確な対応、農商工連携の推進等による地域農林水産物の利用増進、食料資源の効率的利用、生産性の改善向上、食品流通の合理化、省エネルギー・省力化、廃棄物の排出削減と利活用、消費者対応による食の安全・安心の普及・啓発及び画期的な新技術、新製品の開発を行った企業等、更には、食品の製造加工等において伝統的又は革新的な高度の技術・技能を有する者を広く表彰することによって、食品産業界全般に亘る更なる発展に資するものとする。

II. 実施主体

この表彰は、一般財団法人食品産業センター（以下「センター」という。）及び公益財団法人食品等流通合理化促進機構（以下「機構」という。）の共催により行い、農林水産省の後援を得る。

III. 実施方法

1) 表彰対象業種の範囲

次に掲げる者（法人にあっては、当該法人の役員及び職員並びに役員又は職員であった者を含む。）を対象とする。

- (1) 食品製造業（密接に関連する事業を含む。以下同じ。）を営む者
- (2) 食品卸売業（密接に関連する事業を含む。以下同じ。）を営む者
- (3) 食品小売業（密接に関連する事業を含む。以下同じ。）を営む者
- (4) 中小企業等協同組合等（中小企業等協同組合法に基づく中小企業等協同組合、中小企業団体の組織に関する法律に基づく協業組合、商工組合若しくは商工組合連合会又は水産業協同組合法に基づく水産加工業協同組合若しくは水産加工業協同組合連合会をいう。以下同じ。）であって、食品の製造・加工、流通に関する事業を行うもの
- (5) 公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、その他食品製造業・食品卸売業・食品小売業、農業者又は漁業者が主たる構成員又は出資者となっている団体であって、食品の製造・加工、流通に関する事業を行うもの
- (6) 食品製造業において食品の製造・加工等の技術部門に従事する者（マイスター部門）

2) 表彰対象の部門

次の部門区分に応じ該当する者（食品製造業、食品卸売業及び食品小売業又はこれらの事業に関する業界活動に多年従事し、し界の発展に貢献した者（以下「個人」という。）を含む。）を表彰する。

(1) 食品産業部門

<農商工連携推進タイプ>

農商工連携の推進など、健全な地場産業として、地域の農林水産物の生産者との連携による原料調達、雇用促進等の面で地域の発展に功績のあった者

<経営革新タイプ>

- ① 経営の近代化及び合理化、生産性の向上等の面で食品産業の発展に功績のあった者
- ② 食品の製造・加工に関する新技術の開発若しくは実用化又は新製品の開発を行った者
- ③ 栄養・健康に配慮した食品（食塩を低減させた食品、カロリー制限食、嗜むこと・飲み込むことに配慮した食品等）の開発・普及の面で食品産業の発展に功績のあった者

(2) 食品流通部門

- ① 食品卸売業にあって、食品卸売業の発展と食品の流通の合理化に功績のあった者
- ② 食品小売業にあって、食品小売業の発展と食品の流通の合理化に功績のあった者

(3) C S R部門

食品の安全性の向上や消費者への食品情報提供の充実等による信頼性の向上、消費者対応体制の整備、コンプライアンス体制の推進、消費者啓発活動の実施等に功績のあった者

(4) 環境部門

<食品リサイクル推進タイプ>

食品循環資源の再生利用等資源の有効な利用の確保に功績のあった者

<容器包装リサイクル推進タイプ>

食品の容器包装の排出抑制、再使用及び再生使用等に功績のあった者

<省エネ等環境対策推進タイプ>

省エネルギー・省力化技術の推進又は環境の保全に功績のあった者

(5) 団体部門

上記Ⅲ－1) – (4) 及び (5) に掲げる団体のうち、

- ① その運営が特に優秀なもの
- ② その団体の役員(役員であった者を含む。)であって、し界の発展に功績のあったもの

(6) マイスター部門

食品製造業において食品の製造・加工等の技術部門に従事し、食品の製造加工等における伝統的又は革新的な高度の技術・技能を有する者

IV. 申請の実施

1) 申請の方法

受賞の申請は以下の方法により行う。

(1) 食品産業部門（農商工連携推進タイプ及び経営革新タイプ）、C S R部門、環境部門（食品リサイクル推進タイプ及び容器包装リサイクル推進タイプ及び省エネ等環境対策推進タイプ）係る受賞申請については、表彰を受けようとする者が次に掲げる書類を地方食品産業協議会（以下「食産協」という。）又は全国団体等を経由（食産協、所属する全国団体がない等の場合は都道府県を経由）のうえセンターへ提出する。

- ① 受賞申請書（別記様式1－1～1－8号）（個人申請の場合にあっては別記様式1－10号）
- ② 食産協又は所属団体の受賞推薦書（別記様式2－1号）
- ③ 食品産業優良企業等表彰に係る調査票（個人申請は不要）（別記様式3号）

(2) 団体部門に係る授賞申請については、推薦者が次に掲げる書類を食産協又は全国団体等を経由（食産協、所属する全国団体がない等の場合は都道府県を経由）のうえセンターへ提出する。

- ① 受賞申請書（別記様式1－9号）（個人申請の場合にあっては別記様式1－10号）
- ② 食産協又は所属団体の受賞推薦書（別記様式2－1号）

(3) 食品流通部門に係る受賞申請については、表彰を受けようとする者が次に掲げる書類を全国団体等を経由（全国団体等がない等の場合は直接。）のうえ機構へ提出する。

- ① 受賞申請書（別記様式5号）（個人申請の場合にあっては別記様式1－10号）
- ② 全国団体等の受賞推薦書（別記様式6号）
- ③ 食品産業優良企業等表彰に係る調査票（個人申請は不要）（別記様式3号）

(4) マイスター部門に係る受賞申請については、推薦者が次に掲げる書類を食産協（食産協がない等の場合は直接。）を経由のうえセンターへ提出する。

- ① 所属団体の受賞推薦書（別記様式2－2号）
- ② 全国団体の副申書（当該団体がない場合は、食産協の副申書）（別記様式4号）

2) 申請の条件

(1) 過去3カ年において、食品関係法令に違反する等による行政的制裁処分等を受けていない

こと。

- (2) 過去3カ年において刑事罰に処せられたことがないこと。
- 3) 申請の時期
別に定める日とする。

V. 表彰を受ける者の決定

- 1) 審査方法
- (1) センター及び機構は、申請者又は推薦者から提出された関係書類に基づき書類審査を行い、必要に応じ現地調査を行う。
- (2) センター及び機構は、「優良企業等表彰審査委員会」(以下「審査委員会」という。)を設置し、審査委員会において申請又は推薦のあった案件について審査・検討を行い、被表彰者を決定する。

2) 審査委員会の構成

審査委員会は、食品の製造・加工、流通に関し学識経験を有する者をもって構成し、表彰候補者について総括的な審査を行う。なお、審査委員の選定においては、性別の偏りがないよう努めるものとする。

VI. 表彰の実施

- 1) 表彰の内訳
表彰対象の部門毎に、次の区分により表彰を行う。
(農林水産大臣賞及び農林水産省大臣官房長賞の表彰基準は別に定める。)
- 農林水産大臣賞
農林水産省大臣官房長賞
一般財団法人食品産業センター会長賞
公益財団法人食品等流通合理化促進機構会長賞
- 2) 表彰の時期
表彰は、毎年度1回行うものとする。
- 3) 表彰の方法
表彰は、記念式典を挙行し、被表彰者に賞状を授与する。
- 4) 表彰者の公表
センター及び機構は、被表彰者の表彰内容について「食品産業優良企業等表彰受賞者の功績概要集」を作成し、広く関係方面に配布する。

VII. その他

この要領の実施に関し必要な事項は、食品産業優良企業等表彰事業実施細則に定めるものとする。

食品産業優良企業等表彰事業実施細則

H21.7.1制定
H22.8.17一部改正
H23.9.1一部改正
H25.5.2一部改正
R3.7.1一部改正
R4.6.9一部改正

一般財団法人食品産業センター
公益財団法人食品等流通合理化促進機構

I. 表彰対象事業の範囲

食品産業優良企業等表彰事業実施要領（以下「要領」という。）Ⅲ-1)に定める事業の範囲は、日本標準産業分類（総務省告示）に基づく次の事業をいう。

- (1) 「食品製造業」とは、食料品製造業及び飲料・たばこ・飼料製造業（たばこ製造業及び飼料・有機質肥料製造業を除く。）並びに食料品製造関連機械施設製造業、食料品の製造・加工の研究に関する事業等をいう。
- (2) 「食品卸売業」とは、飲食料品卸売業（食料品以外の卸売業を除く。）及び食料品流通関連機械施設製造業、食料品を主として扱う倉庫業、運送業等をいう。
- (3) 「食品小売業」とは、飲食料品小売業（食料品以外の小売業を除く。）及び食料品小売関連機械施設製造業等をいう。
- (4) 「要領Ⅲ-1)～(5)の団体」とは、食品製造業・食品卸売業・食品小売業を営む者等が構成者数又は出資者数の過半数を占めている団体をいう。

II. 申請関係

1) 受賞申請書

- (1) 食品産業部門にあっては、農商工連携推進タイプ又は経営革新タイプのいずれかを選択するものとする。
- (2) 環境部門にあっては、食品リサイクル推進タイプ、容器包装リサイクル推進タイプ又は省エネ等環境対策推進タイプのいずれかを選択するものとする。

2) 受賞推薦書

- (1) 食品産業部門（農商工連携推進タイプ及び経営革新タイプ）、食品流通部門、CSR部門及び環境部門の受賞推薦書については、全国団体及び地方食品産業協議会（以下「食産協」という。）が置かれていらない場合等やむを得ない事情が認められる場合には省略することができる。
- (2) ① 団体部門の受賞推薦書に係る上部団体の推薦は、原則として1点とする。推薦者は、推薦にあたり所属する団体との間で十分に調整し推薦するものとする。
② 団体部門の受賞申請者が全国団体である場合にあっては、受賞推薦書を省略（個人申請の場合を除く。）することができる。
- (3)マイスター部門の推薦者は、推薦にあたり所属する全国団体（当該団体がない場合は食産協）との間で十分に調整し推薦するものとする。

III. 表彰関係

1) 表彰点数

農林水産大臣表彰（以下「大臣表彰」という。）及び農林水産省大臣官房長表彰（以下「官房長表彰」という。）の部門別表彰点数は、次のとおりとする。

(1) 大臣表彰の部門別表彰点数

食品産業部門	7点以内
食品流通部門	5点以内
CSR部門	3点以内
環境部門	5点以内
団体部門	5点以内

マイスター 部門 5点以内

(2) 官房長表彰の部門別表彰点数

食品産業 部門 15点以内

食品流通 部門 10点以内

C S R 部門 5点以内

環 境 部門 10点以内

団 体 部門 10点以内

2) 大臣表彰及び官房長表彰の基準

(1) 大臣表彰は、要領Ⅲ-2) の表彰対象部門の区分に応じ、特に顕著な実績を挙げた者に対して授与する。

(2) 官房長表彰は、要領Ⅲ-2) の表彰対象部門の区分(要領Ⅲ-2) - (6) を除く。)に応じ、大臣表彰の程度に準ずる者に対して授与する。

3) 会長表彰の基準

一般財団法人食品産業センター会長(食品流通部門にあっては公益財団法人食品等流通合理化促進機構会長) 表彰は、要領Ⅲ-2) の表彰対象部門の区分に応じ、大臣表彰又は官房長表彰に準じていると認められるもののうち、審査委員会において表彰に相応しい優良なものとして評価された者に対して授与する。

4) 部門別の表彰基準

次に掲げる部門については、上記2) 又は3) の基準のほか、以下に掲げる要件のすべてを満たす者について表彰する。

(1) 団体部門

① 団体にあっては、

ア. 組織運営が適切良好で、かつ、組織率が高いこと。

イ. 役員の熱意、識見及び力量が信頼するに足るものであること。

ウ. 中小企業等協同組合法、中小企業団体の組織に関する法律、水産業協同組合法等の法令に定める行政的制裁処分を受けたことがないこと。

エ. 大臣表彰にあっては、表彰を行う年度の11月1日現在において、設立後20年以上(組織変更した中小企業等協同組合等にあっては、組織変更後15年以上であって、変更前の期間と合算して20年以上)であること。

オ. 官房長表彰にあっては、表彰を行う年度の11月1日現在において、設立後15年以上(組織変更した中小企業等協同組合等にあっては、組織変更前の期間と合算して15年以上)であること。

② 個人にあっては、

ア. し界の発展に寄与した功績が顕著であること。

イ. 人格、識見ともに卓越しており、力量が信頼に足るものであること。

ウ. 大臣表彰にあっては、表彰を行う年度の11月1日現在において、勤務年数が20年以上であること。

エ. 官房長表彰にあっては、表彰を行う年度の11月1日現在において、勤務年数が15年以上であること。

(2) マイスター部門

ア. この表彰を行う年度の11月1日において、満年齢が50歳以上であること。

イ. 技術者・技能者として、見識、力量が卓越しており、し界において高い評価を得ていること。

ウ. 表彰を行う年度の11月1日現在において、食品の製造加工等の技術部門に従事している年数が30年以上であること。

5) 受賞者の選考上の留意事項

官房長表彰受賞者は、原則として受賞後5年を経過した後大臣表彰の対象とする。ただし、部門を異にする場合にあっては、必ずしもこれに限らない。

IV. 審査関係

審査委員会

- ① 審査委員会の審査委員は、10名以内とする。なお、審査委員の選定においては、性別の偏りがないよう努めるものとする。
- ② 審査委員会の委員長は、審査委員の互選により選出する。
- ③ 必要に応じオブザーバーを置くことができる。
- ④ 審査委員会は、必要に応じ審査に必要な専門的事項について調査・検討を行うための専門部会を設けることができる。

令和4年度

第44回 食品産業優良企業等表彰 のご案内

主催／一般財団法人 食品産業センター

公益財団法人 食品等流通合理化促進機構

後援／農林水産省

■趣旨

本表彰は、昭和54年、食品産業の発展と国民食生活の向上に寄与することを目的に始まり、以来、食品製造業及び食品流通業において、顕著な功績をあげた企業、団体、個人及び高度の技術・技能の保持者を広く顕彰しています。

■表彰部門

- | | |
|----------------------|--|
| ◆食品産業部門 <農商工連携推進タイプ> | 地域の農林水産物の生産者との連携による功績 |
| <経営革新タイプ> | 経営の近代化、新技術・新製品開発、栄養・健康に配慮した食品の開発・普及による功績 |
| ◆食品流通部門 | 食品卸売業・小売業の発展と食品の流通の合理化による功績 |
| ◆CSR部門 | 食品製造業のCSRの推進等による功績 |
| ◆環境部門<食品リサイクル推進タイプ> | 食品循環資源の再生利用等の促進による功績 |
| <容器包装リサイクル推進タイプ> | 容器包装の排出抑制、再使用及び再生使用等の功績 |
| <省エネ等環境対策推進タイプ> | 省エネ・省力化技術の推進又は環境の保全による功績 |
| ◆団体部門 | 団体運営が特に優秀なもの、し界の発展への功績 |
| ◆マイスター部門 | 食品の製造・加工等において高度の技術・技能を有する者 |

■表彰区分

- | | |
|-------------|------------------------|
| 農林水産大臣賞 | 一般財団法人 食品産業センター会長賞 |
| 農林水産省大臣官房長賞 | 公益財団法人 食品等流通合理化促進機構会長賞 |

受賞者には表彰式典の席上で農林水産大臣賞をはじめ各賞に係る賞状が授与されます。
また、受賞者の功績等は関係方面に広く紹介されます。

■応募受付期間

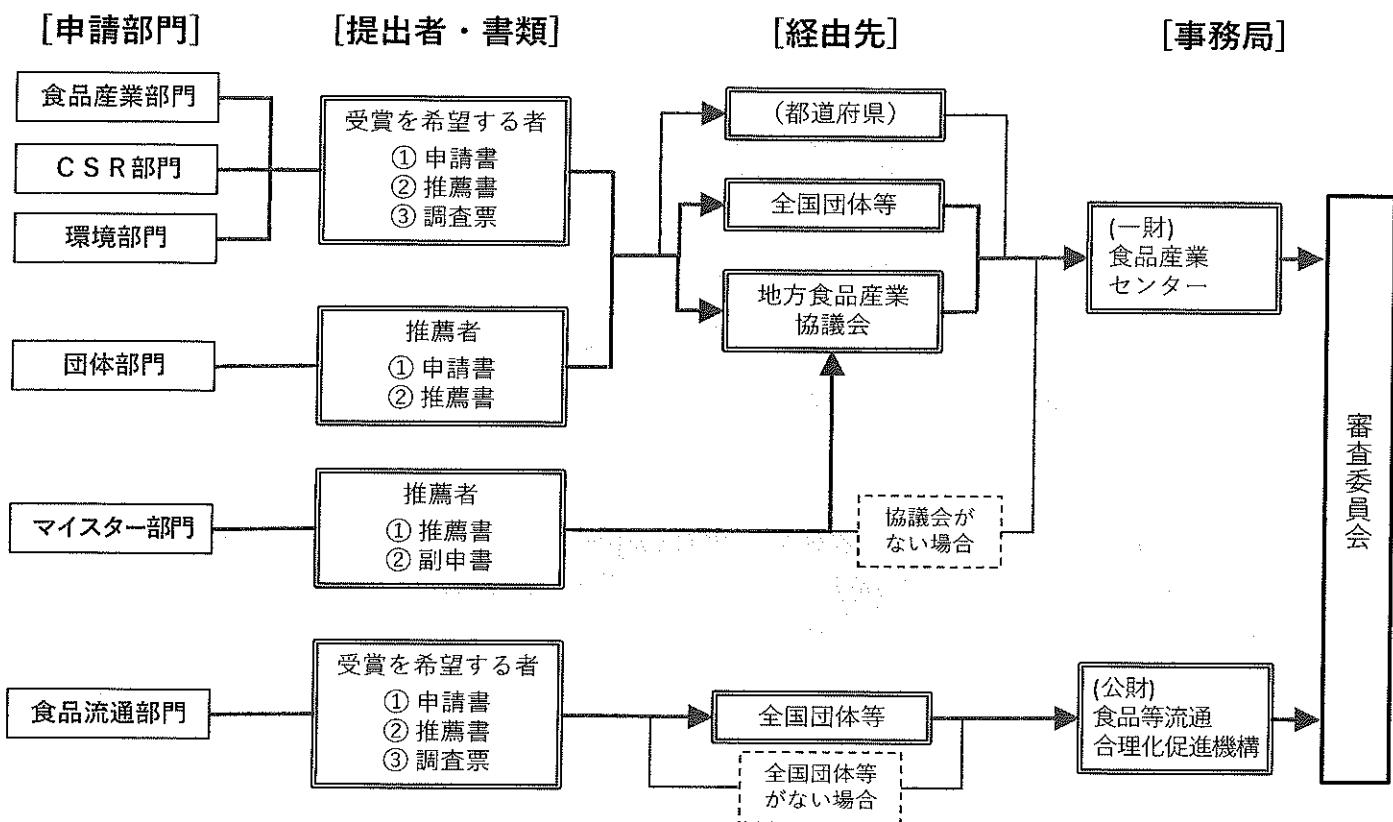
令和4年9月30日(金) 消印有効

■スケジュール

学識経験者等によって構成される審査委員会は年内に開催され、各賞の受賞者が決定されます。結果は、翌年1月下旬から2月上旬にかけて、それぞれの受賞者及び推薦者に通知され、表彰式典は、令和5年3月上旬に東京で行われる予定です。

詳しくは、(一財)食品産業センターホームページ (<https://www.shokusan.or.jp>) 又は
(公財)食品等流通合理化促進機構ホームページ (<http://www.ofsi.or.jp>) をご覧ください。

フロー チャート



●お問い合わせ先：食品産業優良企業等表彰事務局

(一財)食品産業センター 企画・渉外部 ☎ 102-0084 東京都千代田区二番町5-5番町フィフスビル5階 ☎ 03-6261-7325
 (公財)食品等流通合理化促進機構 総務部 ☎ 101-0032 東京都千代田区岩本町3-4-5 第1東ビル6F ☎ 03-5809-2175

地方食品産業協議会等

(一社)北海道食品産業協議会 ☎ 011-241-6447	滋賀県食品産業協議会 ☎ 077-511-1430
(公社)青森県物産振興協会 ☎ 017-777-4616	(一社)京都府食品産業協会 ☎ 075-708-3704
宮城県食品産業協議会 ☎ 022-796-0336	(一社)兵庫県食品産業協会 ☎ 078-361-8154
あきた食品振興プラザ ☎ 018-863-8701	和歌山県食品産業協議会 ☎ 073-441-2815
山形県食品産業協議会 ☎ 023-679-5081	鳥取県食品産業協議会 ☎ 0859-44-5021
福島県食品産業協議会 ☎ 024-536-1268	岡山県食品産業協議会 ☎ 086-224-2245
茨城県食品産業協議会 ☎ 029-224-8030	(一社)広島県食品工業協会 ☎ 082-255-5051
(一社)栃木県食品産業協会 ☎ 028-648-4609	山口県食品産業協議会 ☎ 083-933-3395
埼玉県食品工業協会 ☎ 048-521-0926	徳島県食品工業協会 ☎ 088-654-3584
ちばの「食」産業連絡協議会 ☎ 043-223-3085	香川県食品産業協議会 ☎ 087-832-3395
東京都食品産業協議会 ☎ 03-3256-8036	愛媛県食品産業協議会 ☎ 0898-48-3611
山梨県食品産業協議会 ☎ 055-237-3215	高知県食品産業業議会 ☎ 088-823-9704
(一社)長野県食品工業協会 ☎ 026-229-6775	福岡県食品産業協議会 ☎ 092-622-8780
静岡県食品産業協議会 ☎ 054-254-1511	佐賀県食品産業協議会 ☎ 0952-23-4598
(一社)富山県食品産業協会 ☎ 076-429-7380	長崎県食料産業クラスター協議会 ☎ 095-826-3201
(一社)石川県食品協会 ☎ 076-268-2400	大分県食品産業協議会 ☎ 097-536-6331
岐阜県食品産業協議会 ☎ 058-277-1101	宮崎県食品産業協議会 ☎ 0985-24-4278
愛知県食品産業振興協会 ☎ 052-962-6371	鹿児島県食品産業協議会 ☎ 099-222-9258
みえ食の“人材”育成プラットホーム ☎ 059-224-2458	沖縄県食品産業協議会 ☎ 098-859-6191